

IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限

——地域漁業管理機関における実行とEUの動向の分析——*

石 川 義 道

(静岡県立大学)**

I. はじめに	55
II. IPOA-IUUによるIUU漁業の規制	58
III. RFMOにおける実行	66
IV. EUのIUU漁業規則	82
V. おわりに	90

I. はじめに

いわゆる「違法、無報告、無規制 (illegal, unreported and unregulated : 以下、IUU) 漁業」は、過剰漁獲、混獲、環境汚染、気候変動などと並んで漁業資源の持続可能な保存管理に対する脅威とされている。統計によれば、全世界で年間11～26万トンの魚類（世界の漁獲量の約15%に相当¹⁾）がIUU漁業を通じて捕獲

* 本稿は科学研究費補助金・若手研究 (B)「漁業資源の保存管理とWTO：漁業資源管理レジームと国際通商レジームの競合と調和」(平成27～29年度、代表：石川義道)の成果の一部である。

** 静岡県立大学国際関係学部講師／e-mail: y.ishikawa@u-shizuoka-ken.ac.jp

1) 2014年の全世界での漁獲量（海洋漁業と内水面漁業の合計）は93.4万トンとされる。

されており、その額は年間100～235億米ドルに上るとされる²⁾。このような状況に鑑みて、1990年代後半から国際連合（以下、国連）の下でIUU漁業の国際的規制が試みられてきた³⁾。

その中で、IUU漁業対策（特定魚種に関する保存管理措置の実施）の履行促進を目的として、対策を実施しない特定国に対する輸入制限が、地域レベル、そして国内レベルで提案又は実行されてきた⁴⁾。特に1990年代後半から2000年代前半にかけては、複数の「地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organization：以下、RFMO）」において、IUU漁業対策を実施しない特定国－当該RFMOの締約国か否かを問わず－に対する輸入制限の実施が積極的に勧告されてきた。しかしながら、近年ではかかる勧告は殆ど行われておらず、かかる類型の輸入制限をRFMOが新たに勧告するための提案が欧州連合（European Union：以下、EU）を中心に行われているものの、むしろその条件等を巡ってRFMOの締約国間で対立が生じ、合意に達するのが困難な事例が増えている。

このような状況下で欧州理事会は、EUが世界最大の水産製品の輸入市場であることを受けて⁵⁾、もっぱらIUU漁業に由来する水産製品のEU域内への流

FAO, *The State of World Fisheries and Aquaculture 2016: Contributing to Food Security and Nutrition for All* (Rome: FAO, 2016), at 10.

- 2) David J. Agnew, et al., “Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing”, 4(2) *PLoS ONE* (2009), at 1-8.
- 3) IUU漁業の国際的規律の歴史的展開を概説する文献として、たとえば坂元茂樹「公海漁業の規制と日本の対応－IUU漁業をめぐって」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（2010年）277-299頁を参照。加えて、Mary A. Palma, Martin Tsamenyi and William Edeson, *Promoting Sustainable Fisheries: The International Legal and Policy Framework to Combat Illegal, Unreported and Unregulated Fishing* (Leiden/Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 2010), at 55-92を参照。
- 4) たとえば2015年の我が国の海洋白書では、かかる輸入制限措置について「輸入国の一方的措置として問題視される反面、IUU対策として効果的であり、一定の国際的理解が進みつつある」と評価をした上で、我が国においてもマグロ類の保存管理の文脈で「さらに一歩進めてEUのIUU規則に類似した制度の導入を図る旨の提案がされている。海洋政策研究財団『海洋白書2015日本の動き、世界の動き：「海洋立国」のための海洋政策の具体的実施に向けて』（2015年）77-78頁。同様の立場として、坂元（前掲注3）290頁。また、後掲注64）を参照。
- 5) FAOによれば、2004年時点での水産製品の主要輸入国の輸入額は、それぞれEU

入防止を目的として2008年9月に理事会規則1005/2008（以下、IUU漁業規則）を採択した⁶⁾。同規則では「漁獲証明制度」や「IUU漁船のブラック・リスト」を含む各種の貿易関連措置が導入されたが、とりわけ特徴的な点として、第三国がIUU漁業対策に関する国際法上の義務を十分に果たしていない「非協力的（non-cooperating）」と欧州委員会によって認定される場合、同国を旗国とする漁船によって漁獲された水産製品のEU域内への輸入を禁止する制度—いわゆる「非協力的第三国制度」—が新たに導入された。

そこで本稿は、IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限を巡る各種RFMOの近年における実行の変化と、EUによる非協力的第三国制度—特定国に対する輸入制限という性質を備える—の積極的な運用が、いわば表裏の関係にあることを示す。そしてかかるEUの動向が、たとえIUU漁業対策であるとしても特定国に対して輸入制限を課す場合は、RFMOよりもむしろ「世界貿易機関（World Trade Organization：以下、WTO）」⁷⁾の場で（潜在的にはWTOの紛争解決手続を通じて）その法的妥当性の処理を図るというEUの政策的なスタンスを反映していることを示す。これらの指摘は同時に、本来は比較優位を基礎として世界経済の効率性の最適化を目的とするWTOが⁸⁾、「IUU漁業対策」

（主に西、仏、独、伊、スウェーデン、英）が202億USドル、日本が145億USドル、米国が119億USドルであり、また2014年時点ではそれぞれEUが355億USドル、米国が203億ドル、日本が148億ドルであった。FAO, *supra* note 1, at 53.

- 6) Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, amending Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1936/2001 and (EC) No 601/2004 and repealing Regulations (EC) No 1093/94 and (EC) No 1447/1999, *OJ L 286/1 29.10.2008* (hereinafter, EC 1005/2008). 同規則は2010年1月1日から施行された。同規則の日本語訳については、水産庁による仮訳が水産庁のHP（www.jfa.maff.go.jp）から入手可能。またIUU漁業規則の履行規則として、Commission Regulation (EC) No 1010/2009 of 22 October 2009 laying down detailed rules for the implementation of Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ L 280/5 27.10.2009*がある。
- 7) *Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization* (adopted 15 April 1994, entered into force 1 January 1995) 1867 UNTS 154.
- 8) 近年の、市場アクセスではなく「比較優位」の概念を軸としてWTO体制を含む国際経済法全体を捉えなおす画期的かつ包括的な業績として、松下満男・米谷三以『国際経済法』有斐閣（2015年）がある。その他、WTO体制を含む国際経済法の概説するも

という一見かかる目的と相反する漁業資源の保存管理の場面において、いかなる役割を果たすべきかという問いの検討を促すことにもなる⁹⁾。

第II章では、国連システム下でのIUU漁業への取り組みとして2001年に国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : 以下、FAO) の水産委員会で採択された「IUU漁業を防止、抑止、排除するための国際行動計画 (以下、IPOA-IUU)」¹⁰⁾ に着目する。そこではIUU漁業対策として各国に実施を求める「市場関連措置」に関する諸規定が導入されたところ、そこでの具体的な規律内容を検討する。第III章では、IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限を巡るRFMOでの実行について概観する。第IV章では、EUのIUU漁業規則で新たに設けられた「非協力的第三国制度」の内容を概観し、加えてEUによる同制度の運用の実態について検討する。以上を踏まえて第V章では、現状に対する評価及び分析並びに今後の課題が示される。

II. IPOA-IUUによるIUU漁業の規制

1990年代後半から国連システムの下でIUU漁業の国際的規制が試みられてきたが、そこで中心的な役割を果たしてきたのはFAOであった。1995年10月にFAO総会で「責任ある漁業の行動規範 (以下、FAO行動規範)」¹¹⁾ が採択されると、それを受けて1999年にはFAO水産閣僚会議のローマ宣言において「全ての形態のIUU漁業に効果的に対処するために地球規模での行動計画を策定する」旨が決定され¹²⁾、FAOにおいて初めて明示的な形で「IUU漁業」問

のとして、たとえば森川俊孝・佐藤文夫編著『新国際法講義改訂版』北樹出版(2014年)の「第10章 国際経済法(森川俊孝執筆)」を参照。

- 9) WTOにおける漁業補助金交渉の問題を、国際通商レジーム及び海洋生物資源保存管理レジームの観点から分析するものとして、中川淳司「ドーハラウンド漁業補助金交渉と海洋生物資源保存管理レジーム：貿易レジームと資源保存管理レジームの交錯」『貿易と関税』2010年9月号(2010年)30-60頁。
- 10) FAO, *International Plan of Action to Prevent, Deter, and Eliminate Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing*, adopted at the 24th Session of the FAO Committee on Fisheries (COFI) on 2 March 2001 and endorsed by the 120th Session of the FAO Council on 23 June 2001 (hereinafter, IPOA-IUU).
- 11) FAO, *Code of Conduct for Responsible Fisheries*, adopted at the 28th Session of the FAO Conference on 31 October 1995.

題に言及がなされた。更に、各国によるFAO行動規範の履行を促すべく2001年にFAO水産委員会でIPOA-IUUが採択されると、そこでIUU漁業対策として旗国、沿岸国、市場国がとるべき措置の概要及び実施方法が示された。以下ではIPOA-IUUの概要、IUU漁業対策として市場国（水産製品の輸入国）に実施を求める「市場関連措置」の内容、そしてかかる措置とWTO協定との関係を巡るIPOA-IUUの規律について検討する¹³⁾。

1. 概要

IPOA-IUUは、FAO行動規範—将来の国際約束の形成及び実施に際して依拠され得る「指針を提供する」ことを目的とする¹⁴⁾—の枠組み内で精緻化されてきた¹⁵⁾。ただし、それはFAO行動規範と同様に、法的拘束力を備えない「自主的な (voluntary)」約束と位置付けられている¹⁶⁾。それ故にIPOA-IUUは、何らかのIUU漁業対策の実施を締約国に義務付ける法的拘束力を有する国際約束とは異なり¹⁷⁾、むしろ「すべての国がとるべき包括的、効果的、透明な措置を提示することで、IUU漁業を防止、抑止、排除すること」を目的としている¹⁸⁾。この点について、FAOから出される「責任ある漁業のための技術指針」¹⁹⁾

12) FAO, *Rome Declaration on the Implementation of the Code of Conduct for Responsible Fisheries*, adopted by the FAO Ministerial Meeting on Fisheries on 11 March 1999, para. (j). 同宣言の邦訳として、海外漁業協力財団「責任ある漁業のための行動規範の実施に関するローマ宣言（仮訳）」『海外漁業協力』10号（1999年）46-49頁。

13) IPOA-IUUの構造を概説する文献として、たとえば深町公信「公海漁業の規制：IUU漁業をてがかりとして」『国際法外交雑誌』112巻2号（2013年）62-66頁を参照。

14) *FAO Code of Conduct*, Art. 2 (d).

15) *IPOA-IUU*, second sentence of para. 4.

16) *IPOA-IUU*, first sentence of para. 4.

17) たとえば、2009年にFAO総会で「IUU漁業の防止、抑止、排除のための寄港国措置に関する協定」が採択されると、同協定はIUU漁業を直接的に規律する法的拘束力を備える初の国際約束として2016年6月に発効した。FAO, *Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing*, approved at the 36th Session of the FAO Conference on 22 November 2009, entered into force 5 June 2016.

18) *IPOA-IUU*, para. 8.

19) FAO, *Technical Guidelines for Responsible Fisheries: Implementation of the International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing* (2002) (hereinafter, *FAO Technical Guidelines 2002*).

— FAO加盟国、RFMO、その他の国によるIPOA-IUUの履行を支援するために策定された法的拘束力を備えない実用的文書—によれば、IPOA-IUUでは(1) FAO加盟国を含む各国にIUU漁業対策として利用可能な「政策ツール(toolbox)」を周知させ、(2) 特定の状況下でいずれの措置をとるべきかを提案し、(3) これらの政策ツールをいかに効果的に用いるかについて指針を提示することに主眼が置かれている²⁰⁾。またRFMOとの関係でも、IPOA-IUUは組織としてのRFMOを直接の名宛人としていないものの、RFMOの枠内で行動する各国に対して地域レベルでの利用を念頭に置いた政策ツールの提供を行っている²¹⁾。

IPOA-IUUは7部90項から構成されるが、その大部分は第IV部「IUU漁業の防止、抑止、排除のための措置の実施」で占められている。そこではIUU漁業に関する旗国の責任、IUU漁業対策として寄港国及び沿岸国がとるべき措置の内容が定められるが、それらに加えて、既にFAO行動規範の中に設けられている貿易関連措置に関する諸規定²²⁾を強化させるべく、IUU漁業対策として市場国がとるべき措置を巡って「国際的に合意される市場関連措置(Internationally Agreed Market-Related Measures)」との表題の下で諸規定が設けられた²³⁾。この事は、法的拘束力を備える従来に関連する国際約束、とりわけ「海洋法に関する国際連合条約」²⁴⁾やFAOの「保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による履行を促進するための協定」²⁵⁾などでは、加盟国に実施を義務付けるIUU漁業対策として「貿易関連措置」について直接的な規定が設けられてこなかったことと対照的である。

20) *FAO Technical Guidelines 2002*, at xiii.

21) *IPOA-IUU*, paras. 78-84.

22) *FAO Code of Conduct*, Arts. 11.2, 11.3.

23) *IPOA-IUU*, paras. 65-76.

24) *United Nations Conventions on the Law of the Sea* (signed 10 December 1982, entered into force 16 November 1992) 1833 UNTS 3. また、森川俊孝「国連海洋法条約」金森久雄・荒憲治郎・森口親司編『経済辞典』(第3版)有斐閣(1998年)397頁を参照。

25) FAO, *Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas* (adopted 24 November 1993, entered into force 24 April 2003) 2221 UNTS 91.

2. 市場関連措置

IPOA-IUUは各国に、「国際法と整合的な形で、IUU 漁船によって捕獲される魚の輸入を防ぐのに必要とされるすべての措置」—すなわち市場関連措置—を実施するように求めている²⁶⁾。しかしながら、ここでは市場関連措置又は「貿易関連措置 (trade-related measures)」²⁷⁾ の内容を具体的に定める規定は存在しておらず、それに伴って以下の3つの点が指摘される。

第1に、市場関連措置には「多数国間での漁獲証明制度、統計証明制度、輸出入の制限及び禁止」が含まれると一応定められるが²⁸⁾、そこにIUU 漁業対策の促進を目的とした特定国に対する輸入制限が含まれるのか、換言すればそれが上述した「IUU 漁船によって捕獲される魚の流入防止に必要な措置」とみなされるかは、IPOA-IUUの規定からは明らかではない。たとえば「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (以下、CCAMLR)」²⁹⁾ の第27回会合でアルゼンチンは「IPOA-IUUのどこにも、国家それ自体に対する貿易措置の適用について具体的に言及していない」と主張し、特定国を対象とした輸入制限措置の導入及び具体化を提案するEUに反対した³⁰⁾。これに対して、かかる類型の輸入制限措置がIPOA-IUUの下で認められていると解釈する立場もある³¹⁾。

26) IPOA-IUU, first sentence of para. 66.

27) 前述のとおり、IPOA-IUUの表題では「市場関連措置」と表記されるが、各項ではもっぱら「貿易関連措置」という用語が用いられている。IPOA-IUU, paras. 66, 68, 69, 70. ここでは両文言がほぼ互換的に用いられていると考えられる。

28) IPOA-IUU, para. 69. またFAOの技術指針によれば、寄港禁止や港での転載禁止については市場関連措置に含まれず、IPOA-IUUにおいては「寄港国措置 (port state measures)」に分類される。FAO Technical Guidelines 2002, at 48, fn. 91.

29) *Convention for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources* (adopted 20 May 1980, entered into force 7 April 1982) 1329 UNTS 47.

30) CCAMLR, Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Commission (2008), para. 13.75. CCAMLRにおけるこの点を巡る議論については、本稿III.5を参照。

31) IPOA-IUU第66項1文に、IUU 漁船によって捕獲された魚の輸入禁止に加え、特定国に対する輸入制限措置も含まれるとの見解として、Palma, Tsamenyi and Edeson, *supra* note 3, at 229-230. ただし、Palma及びTsamenyiは別の論考では、後者の措置についてIPOA-IUUでは定められていないとも述べており、その立場は必ずしも一貫していない。Martin Tsamenyi, Mary A. Palma, Ben Milligan and Kwame Mfodwo, “The European Council Regulation on Illegal, Unreported and Unregulated Fishing: An International Fisheries Law Perspective”, 25 *International Journal of Marine and Coastal Law* (2010), at 29-30.

第2に、仮にIPOA-IUUが特定国に対する輸入制限措置について禁止又は排除をしていないとしても、その対象がIUU漁業の認定に関連する魚種に限られるのかについても同様に明らかではない。この点、FAOの技術指針によれば、市場関連措置の実施に際してWTO協定との整合性を求めることで、IPOA-IUUは「IUU漁業に由来する水産製品の貿易を抑止し、同時に他の（other）水産製品の国際貿易に対する不必要な障壁を避けている」と説明される³²⁾。これによれば、IPOA-IUUは「他の水産製品」一すなわちIUU漁業の認定に関連しない水産製品一に対する輸入制限措置を排除しているとも解釈できる。換言すれば、ここではIUU漁業の認定に関連する魚種と輸入制限措置の間に何らかの関連性が求められるとも考えられる。他方で、IPOA-IUUは「IUU漁業に従事する漁船の経済的動機を削減又は排除する観点から、特定の（specific）魚類又は魚種に対象とする貿易関連措置が必要となり得る」とも規定しており³³⁾、IUU漁船の操業者に対して経済的インセンティブを与えないために、輸入制限措置の対象製品の範囲について一定の柔軟性を備えているとも読める。この問題についても、IPOA-IUU本文及びFAOの技術指針のみからでは確定的な回答は得られない³⁴⁾。

第3に、IPOA-IUUでは市場関連措置の前に「国際的に合意される（internationally agreed）」という条件が加えられているが、当該文言についても通常の意味―「多くの国によって合意された」³⁵⁾―以上の内容は、IPOA-IUUからは直ちに読み取れない。なおFAOの技術指針によれば、IPOA-IUUでは「国際的に合意される市場関連措置」の内容が、RFMOにおける従来及び将来

32) *FAO Technical Guidelines 2002*, at 47-48.

33) *IPOA-IUU*, para. 70.

34) 後述するように、EUのIUU漁業規則における非協力的第三国制度では、原則として非協力的と認定された第三国を旗国とする漁船によって漁獲された「すべての水産製品」のEU域内への輸入を禁止することが認められている。故にそこではIUU漁業の認定根拠となった魚種と輸入制限の対象の間には必ずしも関連性は求められていないと考えられる。本稿IV.2を参照。

35) 辞書によれば、internationalという文言は「Agreed on by many nations; used by, or able to be used by...many nations」と説明される。*Shorter Oxford English Dictionary on Historical Principles* (6th edn. Oxford: Oxford University Press, 2007) Vol I, at 1412.

の実行を通じて明らかにされる、というアプローチが採用されている³⁶⁾。またIPOA-IUUにも、このようなアプローチが採用されていることを暗示する規定が存在する。たとえば、水産製品貿易を通じたIUU漁業の助長防止を目的とした国家間協力を確保するために「RFMOで策定される多数国間貿易関連措置を用いることができる」と定められており³⁷⁾、貿易関連措置を巡るRFMOでの実行に言及がされている。また、IUU漁業対策として国際法と整合的で革新的な方法を策定するべく、各国はRFMOを通じて行動をとるべきとも定められる³⁸⁾。更にIPOA-IUUでは、多数国間で合意された貿易関連措置を適切に実施するべく、RFMOを通じた国家間協力を各国に求めている³⁹⁾。

以上のように、IPOA-IUUでは市場関連措置の具体的内容については殆ど規定を設けておらず、むしろその具体化をRFMOでの実行に委ねるといった形がとられている。IPOA-IUUはFAO行動規範の枠内で精巧化されたと言われるが⁴⁰⁾、そのことはIPOA-IUUの規定そのものがFAO行動規範に比べてより詳述化されたことを必ずしも意味しない。そこで、RFMOがいかなる市場関連措置の実施を締約国に勧告してきたか、とりわけ本稿との関係では「IUU漁業対策の促進を目的とした特定国に対する輸入制限措置」を巡るRFMOの実行が問題となる⁴¹⁾。

3. WTO協定との関係

WTO協定は1995年1月1日に発効したが、同年10月にFAO総会で採択されたFAO行動規範では、既に「WTO協定で定められる原則、権利、義務に従って[FAO行動規範は]解釈及び適用されるべき」との条文が設けられていた⁴²⁾。

36) *FAO Technical Guidelines 2002*, at 48.

37) *IPOA-IUU*, second sentence of para. 68.

38) *IPOA-IUU*, para. 80.10.

39) *IPOA-IUU*, first sentence of para. 68.

40) *IPOA-IUU*, para. 4.

41) 本稿IIIを参照。

42) *FAO Code of Conduct*, Art. 11.2.1. FAO行動規範とWTO協定の関係については、Tsamenyi, Palma, Milligan and Mfodwo, *supra* note 3, at 182-184を参照。なお、FAO行動規範が策定された背景に、WTOの前身であるGATT（関税及び貿易に関する一般協定）

これと同様にIPOA-IUUは、各国に対してWTO協定と整合的な形で市場関連措置を実施するよう求めている。すなわち、IUU漁業対策として貿易関連措置がとられる場合は「WTO協定で確立されている原則、権利、義務を含む国際法に従って、そして公平、透明、無差別な方法で実施されるべきである」と定められている⁴³⁾。

なお明示的には述べられていないが、IPOA-IUUがここで念頭に置いているのはもっぱらGATT第20条(g)号との整合性であると考えられる⁴⁴⁾。それによれば、IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限措置であっても、それが「有限天然資源の保存に関する」措置と判断され、また措置国においても同様のIUU漁業規制が行われているのであれば、一定の条件下において例外的にその実施が認められることになる。そしてIPOA-IUUには、このような意図を反映する規定がいくつか含まれている。たとえばIPOA-IUUによれば、貿易制限措置を実施する際に、(1) 公平、無差別な方法で実施すること⁴⁵⁾、(2) 他の措置ではIUU漁業対策として不十分であることが証明され、また関係国と事前協議を行っていること⁴⁶⁾、そして(3) 一方的な措置ではないこと⁴⁷⁾、などの条件を満たすように措置国に求めているが、これらの諸条件はいずれもWTO

時代における、イルカの混獲からの保護を理由に特定国（イルカを保護する漁獲方法を国内で義務付けない国）からのマグロの輸入を禁止した米国とメキシコの間の貿易紛争があることを指摘する論考として、渡辺浩幹「FAO水産養殖局とは?」『世界の農林水産』820号（2010年）26-29頁を参照。

43) *IPOA-IUU*, third sentence of para. 66. 同様の規定として *IPOA-IUU*, second sentence of para. 69.

44) General Agreement on Tariffs and Trade 1994, Multilateral Agreements on Trade in Goods, Annex 1A of the Agreement Establishing the World Trade Organization (adopted 15 April 1994, entered into force 1 January 1995) 1867 UNTS 187. GATT1994第20条：「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。...(g)有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。」

45) *IPOA-IUU*, third sentence of para. 66.

46) *IPOA-IUU*, fourth sentence of para. 66.

47) *IPOA-IUU*, fifth sentence of para. 66.

が定める規律と密接に関連している。すなわち、条件(1)についてはGATT第20条柱書の要件—「任意の若しくは正当と認められない差別待遇」—を部分的に反映している。条件(2)については、同条柱書の「正当(justifiable)」という文言を巡って上級委員会が提示した解釈と類似する内容である⁴⁸⁾。更に条件(3)については、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(以下、DSU)」⁴⁹⁾の第23条において体现されていると広く解されており⁵⁰⁾、これはGATT第20条(g)項に限った話ではないが、輸入制限措置を実施するには常に満たさなければならない条件とされる。

このようにIPOA-IUUは、一方では市場関連措置を通じてIUU漁業に由来する水産製品の市場国への流入を防止することを目的としつつ、他方ではWTO協定—とりわけGATT第20条(g)項—と整合的であることを求めることで、水産製品の国際貿易に対して不必要な又は不当な制限を課さないように各国に要求している⁵¹⁾。ただし注意を要するのは、IPOA-IUUでは「IUU漁船によって捕獲される魚の輸入を防ぐのに必要とされる(necessary)措置」の実施を各国に求めているという点である⁵²⁾。一般的に、必要性要件はGATT第20条(g)項が定める「関する(relating to)」という要件よりも厳格に解されており⁵³⁾、この限りでIPOA-IUUはWTOよりもむしろ厳格な条件を輸入制限の措置国に求めているとも言える。

48) Appellate Body Report, *United States – Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, WT/DS58/AB/R (12 October 1998), paras. 166, 171.

49) Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes, Annex 2 of the Agreement Establishing the World Trade Organization (adopted 15 April 1994, entered into force 1 January 1995) 1869 UNTS 401.

50) Appellate Body Report, *United States – Import Measures on Certain Products from the European Communities*, WT/DS165/AB/R (11 December 2000), para. 111.

51) FAOの技術指針は、市場関連措置の実施に際してWTOとの整合性を求める論拠について「一方でIUU漁業に由来する水産製品の貿易を抑止しつつ、他方で他の水産製品の国際貿易に対する不必要な障壁を設けないようにするため」と説明する。*FAO Technical Guidelines 2002*, at 47-48.

52) IPOA-IUU, first sentence of para. 66 (Italic Added). 同様に必要性要件を含むものとして、IPOA-IUU, first sentence of para. 68がある。

53) E.g. Appellate Body Report, *Korea – Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef*, WT/DS161/AB/R, WT/DS169/AB/R (11 December 2000), para. 161, fn. 104.

III. RFMOにおける実行

これまでにIUU漁業対策としてRFMOで認められてきた市場関連措置には、本章で検討の対象とされる(1) IUU漁業対策の促進(例: RFMOが定める保存管理措置の実施)を目的とした特定国に対する輸入制限の賦課に加えて、(2) 漁獲記録証明書、(3) 統計証明制度、(4) IUU漁船のブラック・リスト、(5) 正規許可船リスト(ポジティブ・リスト)、そして(6) 正規畜養場リスト対策などが挙げられる⁵⁴⁾。この点、特定国に対する輸入制限措置と、RFMOによってIUU漁業への従事が認定された漁船(IUU漁船)によって漁獲される魚の輸入禁止では、措置の内容はもちろん、WTOにおける評価にも違いをもたらすため明確に区別されなければならない⁵⁵⁾。以下では、IUU漁業対策としての特定国に対する輸入制限措置(すなわち前者のタイプ)を巡るRFMOの実行、加えてかかる措置の強化及び新たな導入を巡るRFMO締約国間での議論が概観される。

1. 大西洋マグロ類保存国際委員会

大西洋全域のマグロ類について最大限に持続可能な漁獲を可能とする水準で維持するために、1966年に「太平洋マグロ類保存国際委員会(以下、ICCAT)」が設立され、1969年に発効した⁵⁶⁾。ICCATにおいて行われてきた特定国からの大西洋クロマグロ又はメカジキの輸入制限の勧告は、以下の4つに分類できる⁵⁷⁾。

54) 坂元(前掲注3)290頁。各制度の概要については、林司宣「国際漁業法の新展開と公海の自由」『国際法外交雑誌』102巻2号(2003年)27-32頁を参照。

55) たとえばPalmaらは両者を区別することなく、いずれのタイプの貿易制限措置もIPOA-IUU第66項と整合的であると結論付けている。Tsamenyi, Palma, Milligan and Mfodwo, *supra* note 3, at 229-230. なお、後者の措置とWTO協定との関係については、「IUU船であることを理由とした輸入制限がGATT違反であるとして争われる可能性はほぼない」と指摘される。松下・米谷(前掲注8)667頁。

56) *International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas* (adopted 14 May 1966, entered into force 21 March 1969) 673 UNTS 63, as amended by the Paris Protocol adopted on 10 July 1984 and the Madrid Protocol adopted on 5 June 1992.

57) ICCATにおける輸入制限措置については、WTO Committee on Trade and Environment,

第1に、ICCATは1994年に、1993年の米国提案を受けて⁵⁸⁾、大西洋クロマグロの保存管理に関するICCAT勧告の実効性を減ずる方法で操業を続ける漁船の旗国（非締約国）について、同国からの大西洋クロマグロの輸入を制限するよう締約国に勧告する旨の決議を行った（1994年行動計画）⁵⁹⁾。それに基づいてICCATは、1996年にはベリーズ及びホンジュラス⁶⁰⁾、そしてパナマ⁶¹⁾からの、2002年にはシエラレオネ⁶²⁾からの大西洋クロマグロの輸入をそれぞれ禁止するよう締約国に勧告した。なお、当時世界のマグロ漁獲高の約9割を輸入していた我が国は⁶³⁾、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法」に基づいて⁶⁴⁾、1997年9月からベリーズ及びホンジュラスからの、また1998年1月からはパナマからの大西洋クロマグロの輸入をそれぞれ禁止した⁶⁵⁾。なおICCATはその後、パナマについては1999年に⁶⁶⁾、ホンジュラスに

Matrix on Trade-Related Measures Pursuant to Selected Multilateral Environmental Agreements: Note by the Secretariat (Revision), WT/CTE/W/160/Rev.7, TN/TE/S/5/Rev.5, 4 September 2015, at 38-46を参照。また、林司宣「地域の漁業機関による資源管理と公海の自由原則：違法・無報告・無規制（IUU）漁業取締りの限界」『早稲田法学』第78巻2号（2003年）47-51頁を参照。

- 58) ICCAT, Report of the Permanent Working Group for the Improvement of ICCAT Statistics and Conservation Measures, Annex 8, in Report for Biennial Period, 1992-93, Part II (1993), at 71-72.
- 59) ICCAT, Resolution Concerning an Action Plan to Ensure Effectiveness of the Conservation Program for Atlantic Bluefin Tuna, Annex 7, in Report for Biennial Period, 1994-95, Part I (1994) – Vol. 1 (Madrid, 1995), at 91.
- 60) ICCAT, Recommendation Regarding Belize and Honduras Pursuant to the 1994 Bluefin Tuna Action Plan Resolution, 96-11.
- 61) ICCAT, Recommendation Regarding Panama Pursuant to the 1994 ICCAT Bluefin Tuna Action Plan Resolution, 96-12.
- 62) ICCAT, Recommendation for Trade Restrictive Measures on Sierra Leone, 02-19.
- 63) US National Oceanographic and Aeronautic Administration, U.S. Bans Bluefin Tuna Imports from Three Nations Fishing in Violation of ICCAT, NOAA 97-R158, 21 August 1997.
- 64) 平成8年6月21日法律第101号、最終改正：平成11年12月22日法律第160号。そこでは「外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、国際機関が定める保存管理措置の有効性を減じている」と認められ（同法第5条）、そして改善要請にもかかわらず相当期間の経過後も右活動につき改善が認められない場合には、当該国際機関の取決めに従い、必要な限度で、右外国からのまぐろの輸入を制限することができると定められる（同法第6条）。
- 65) 坂元（前掲注3）290-292頁。
- 66) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Bluefin Tuna and its Products from Panama, 99-9.

については2001年に⁶⁷⁾、ベリーズについては2002年に⁶⁸⁾、シエラレオネについては2004年に⁶⁹⁾、それぞれ輸入禁止措置の撤回を締約国に勧告した。

第2に、ICCATは1995年に、米国提案を受けて、大西洋メカジキの保存管理に関するICCAT勧告の実効性を減ずる方法で操業を続ける漁船の旗国（非締約国）について、同国からの大西洋メカジキの輸入を制限するよう締約国に勧告する旨を決議した（1995年行動計画⁷⁰⁾）。それに基づいてICCATは、1999年にベリーズ及びホンジュラスからの⁷¹⁾、そして2002年にはシエラレオネからの⁷²⁾大西洋メカジキの輸入を禁止するよう締約国に勧告した。その後ICCATは、ホンジュラスについては2001年に⁷³⁾、ベリーズについては2002年に⁷⁴⁾、シエラレオネについては2004年に⁷⁵⁾、それぞれ輸入制限措置の撤回を締約国に勧告した。

第3に、ICCATは1996年に、米国提案を受けて、二漁期連続で漁獲制限を超えて大西洋クロマグロ又は大西洋メカジキを漁獲する締約国について、同国からのこれらの魚類の輸入を制限するよう締約国に勧告する旨の決議を行った⁷⁶⁾。それに基づいてICCATは、1999年に赤道ギニアからの大西洋クロマグ

67) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Bluefin Tuna and Swordfish and Their Products from Honduras, 01-15.

68) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Atlantic Bluefin Tuna, Atlantic Swordfish, and the Atlantic Bigeye Tuna and Their Products from Belize, 02-16.

69) ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Bigeye Tuna, Bluefin Tuna, and Swordfish Trade Restrictive Measures against Sierra Leone, 04-14.

70) ICCAT, Resolution Concerning an Action Plan to Ensure the Effectiveness of the Conservation Program for Atlantic Swordfish, Annex 4-13, in Report for Biennial Period, 1994-95, Part II (1995) – Vol. 1 (Madrid, 1996), at 91.

71) ICCAT, Recommendation Regarding Belize and Honduras Pursuant to the 1995 Swordfish Action Plan Resolution, 99-8.

72) ICCAT, Recommendation for Trade Restrictive Measures on Sierra Leone, 02-19.

73) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Bluefin Tuna and Swordfish and Their Products from Honduras, 01-15.

74) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Atlantic Bluefin Tuna, Atlantic Swordfish, and the Atlantic Bigeye Tuna and Their Products from Belize, 02-16.

75) ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Bigeye Tuna, Bluefin Tuna, and Swordfish Trade Restrictive Measures against Sierra Leone, 04-14.

76) ICCAT, Recommendation Regarding Compliance in the Bluefin Tuna and North Atlantic Swordfish Fisheries, Annex 5-14, in Report for Biennial Period, 1996-97, Part I (1996) – Vol.1

口の輸入を禁止するよう締約国に勧告した⁷⁷⁾。その後ICCATは、2004年に同国に対する輸入制限措置の撤回を締約国に勧告した⁷⁸⁾。

第4に、ICCATは1998年に、EU提案を受けて⁷⁹⁾、マグロ類に関するICCAT保存管理措置の実効性を減じる方法で操業を続ける大型はえ縄漁船の旗国（締約国及び非締約国）について、同国からのマグロ類の輸入を制限するよう締約国に勧告する旨を決議した⁸⁰⁾。それに基づいてICCATは、2000年にはバリーズ、カンボジア、ホンジュラス及びセントビンセント・グレナディーン（すべて非締約国）⁸¹⁾、並びに赤道ギニア（締約国）からの⁸²⁾、2002年にはボリビア（非締約国）⁸³⁾及びシエラレオネ（非締約国）からの⁸⁴⁾、そして2003年にはジョージア（非締約国）⁸⁵⁾からの大西洋メバチの輸入を禁止するよう締約国に勧告した。その後ICCATは、セントビンセント・グレナディーンについては2001年に⁸⁶⁾、バリーズ及びホンジュラスについては2002年に⁸⁷⁾、カンボジア、

(Madrid, 1997), at 95.

77) ICCAT, Recommendation Regarding Equatorial Guinea Pursuant to the 1996 “Recommendation Regarding Compliance in the Bluefin Tuna and North Atlantic Swordfish Fisheries”, 99-10.

78) ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Trade Sanctions against Equatorial Guinea, 04-13.

79) ICCAT, Report of the 7th Meeting of the Permanent Working Group for the Improvement of ICCAT Statistics and Conservation Measures (PWG), Annex 8, in Report for Biennial Period, 1998-99, Part I (1998) – Vol.1 (Madrid, 1999), para. 6.a.45.

80) ICCAT, Resolution Concerning the Unreported and Unregulated Catches of Tunas by Large Scale Longline Vessels in the Convention Area, Annex 5-18, in Report for Biennial Period, 1998-99, Part I (1998) – Vol.1 (Madrid, 1999), at 83-84.

81) ICCAT, Recommendation by ICCAT Regarding Belize, Cambodia, Honduras, and St. Vincent and the Grenadines Pursuant to the 1998 Resolution Concerning the Unreported and Unregulated Catches of Tuna by Large-Scale Longline Vessels in the Convention Area, 00-15.

82) ICCAT, Recommendation by ICCAT Regarding Equatorial Guinea Pursuant to the 1998 Resolution Concerning the Unreported and Unregulated Catches of Tuna by Large-Scale Longline Vessels in the Convention Area, 00-16.

83) ICCAT, Recommendation Regarding Bolivia Pursuant to the 1998 Resolution Concerning the Unreported and Unregulated Catches of Tuna by Large-Scale Longline Vessels in the Convention Area, 02-17.

84) ICCAT, Recommendation for Trade Restrictive Measures on Sierra Leone, 02-19.

85) ICCAT, Recommendation by ICCAT for Bigeye Tuna Trade Restrictive Measures on Georgia, 03-18.

赤道ギニア及びシエラレオネについては2004年に⁸⁸⁾、ポリビアについては2011年に⁸⁹⁾、それぞれ輸入制限措置の撤回を締約国に勧告した。

2. ミナミマグロ保存委員会

ミナミマグロの保存及び最適利用の確保を目的として、1993年に「ミナミマグロ保存委員会（以下、CCSBT）」が設立され、翌1994年に発効した⁹⁰⁾。

原締約国の1つである我が国は1999年の第5回年次会合において、非締約国を旗国とする漁船によってミナミマグロ漁業が大規模に行われている現状を鑑み、特定の非締約国からのミナミマグロの輸入を制限するようCCSBTが締約国に勧告できる旨の提案を行った⁹¹⁾。それを受けてCCSBTは2000年の第6回年次会合の第2会期において、次の内容の「行動計画」を採択した。それによると、締約国に適用されるミナミマグロの保存管理措置の実効性を減じる方法で操業を続ける漁船の旗国（非締約国）を特定した上で同国に是正を求め、それでも是正措置を講じていないと判断される場合、最終的にCCSBTは同国からのミナミマグロの輸入に対して国際法上の義務と整合する形で貿易制限措置

86) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Bigeye Tuna and Bigeye Tuna Products from St. Vincent and the Grenadines, 01-14.

87) ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Atlantic Bluefin Tuna, Atlantic Swordfish, and the Atlantic Bigeye Tuna and Their Products from Belize, 02-16. ICCAT, Recommendation Concerning the Importation of Bigeye Tuna and its Products from Honduras, 02-18.

88) ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Bigeye Tuna Trade Restrictive Measures against Cambodia, 04-15. ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Trade Sanctions against Equatorial Guinea, 04-13. ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Bigeye Tuna, Bluefin Tuna, and Swordfish Trade Restrictive Measures against Sierra Leone, 04-14.

89) ICCAT, Recommendation Concerning the Lifting of Trade Restrictive Measures against Bolivia and Georgia, 11-19.

90) *Convention for the Conservation of Southern Bluefin Tuna* (adopted 10 May 1993, entered into force 30 May 1994) 1819 UNTS 360.

91) Draft Resolution by CCSBT Concerning an Action Plan to Ensure Effectiveness of the Conservation Measures for Southern Bluefin Tuna, Attachment L, in CCSBT, Report of the Sixth Annual Meeting (First Part), 29-30 November 1999. そこで我が国は、右提案がICCATの1994年及び1995年行動計画をモデルにしている旨を明示している。CCSBT, Report of the Sixth Annual Meeting (First Part), 29-30 November 1999, para. 16.

を実施するよう締約国に勧告できる⁹²⁾。そこでCCSBTは当該行動計画に基づいて、次に述べる3つの場面で非締約国に対する貿易制限の実施を締約国に勧告した。

第1に⁹³⁾、2001年4月の第7回年次会合で締約国は、当該行動計画に基づいてカンボジア、赤道ギニア、ホンジュラス、バリーズの4ヶ国を「ミナマグロの保存管理措置の実効性を減じる方法で操業を続ける漁船の旗国」と認定することで合意したが、同時に現時点では右4ヶ国に対して貿易制限措置をとらず、代わりにその行動を監視する旨にも合意した⁹⁴⁾。続く同年10月の第8回年次会合でCCSBTは、バリーズには是正措置を講じるように求め⁹⁵⁾、他方でカンボジア、赤道ギニア、ホンジュラスの3ヶ国については是正措置が講じられていないと認定した⁹⁶⁾。更に、2002年の第9回年次会合でも引き続きこの問題が議論されたが⁹⁷⁾、行動計画に基づく貿易制限措置とWTO協定との整合性を巡っていくつかの懸念が締約国から示されたことから⁹⁸⁾、この問題の検討は

92) Action Plan, Attachment I, in Report of the Sixth Annual Meeting (Second Part), 21-23 March 2000. なお豪州及びニュージーランドは、ここでとられる措置がWTO協定と総合的であることの重要性を強調する発言を行っている。Report of the Sixth Annual Meeting (Second Part), 21-23 March 2000, para. 13.

93) 林 (前掲注57) 57-58頁を参照。

94) CCSBT, Report of the Seventh Annual Meeting, 18-21 April 2001, para. 26.

95) Decision Regarding Belize Pursuant to the 2000 Action Plan, Attachment G, in Report of the Eighth Annual Meeting, 15-19 October 2001.

96) Decision regarding Cambodia, Honduras and Equatorial Guinea Pursuant to the 2000 Action Plan, Attachment H, in Report of the Eighth Annual Meeting, 15-19 October 2001.

97) CCSBT設立条約の第18条では「国 (States)」についてのみ本条約への加入を認めているが、同じくミナマグロ漁業に従事する台湾を締約国と対等の立場でCCSBTの枠組みに参加することを可能にするために、CCSBTは2001年の第7回年次会合で「拡大委員会 (extended commission)」の設立を決議した。Resolution to Establish an Extended Commission and an Extended Scientific Committee, Attachment I, in Report of the Seventh Annual Meeting, 18-21 April 2001. それによって2002年の第9回年次会合以降、実質的な議論は締約国及び台湾から構成される拡大委員会で行われ、そこで行われた決定をCCSBTが別途承認するという「革新的なアプローチ」がとられることとなった。この点については、OECD, *Strengthening Regional Fisheries Management Organisations* (2009), at 35を参照。

98) たとえば豪州は会合冒頭のステートメントで、上記4ヶ国に対する貿易制限措置をWTO協定と総合的な形で実施するには、これらの国について漁獲の国別割当量につい

今回の会合に持ち越されることとなった。しかしながら2003年の第10回年次会合では、上記4ヶ国によるミナママグロの漁獲が確認できないことから是正措置がとられたと判断され、更なる貿易制限措置の実施は不要である旨が合意された⁹⁹⁾。

第2にインドネシアについては、2001年の第8回年次会合で「ミナママグロの保存管理措置の実効性を減じる方法で操業を続ける漁船の旗国」と特定された¹⁰⁰⁾。だが、2003年の第10回年次会合でインドネシアがCCSBTの協力的非締約国としてCCSBTに参加する旨が確認されると、拡大委員会において同国に対する更なる行動は不要であると一旦は結論付けられた¹⁰¹⁾。しかしながら、2004年の第11回年次会合でインドネシアが協力的非締約国とならなかったことから、拡大委員会は行動計画に従って更なる措置を課す旨の通知を同国に行うことで合意した¹⁰²⁾。そして2005年の第12回年次会合では、行動計画そのものではなく、その代わりに「IUU漁業及び24メートル以上のミナママグロ漁業許可船の記録のCCSBTの記録の設定に関する決議」¹⁰³⁾に基づいて、インドネシアに対して貿易制限措置を効果的に賦課し、同国がCCSBTの協力的非締約国となるまで当該措置を継続する旨が拡大委員会で合意された¹⁰⁴⁾。なお、同国に対する貿易制限措置の撤廃がどの段階で勧告されたかは報告書等からは明らかではないものの¹⁰⁵⁾、2008年4月にインドネシアはCCSBTの締約国とな

での合意が前提となると指摘した。Australian Opening Statement CCSBT 9, Attachment 5-1, in Report of the Ninth Annual Meeting, 15-18 October 2002.

- 99) CCSBT, Report of the Tenth Annual Meeting, 7-10 October 2003, para. 27.
- 100) Draft Decision Regarding Indonesia Pursuant to the 2000 Action Plan, Attachment I, in Report of the Eight Annual Meeting, 15-19 October 2001.
- 101) CCSBT, Report of the Tenth Annual Meeting, 7-10 October 2003, para. 29.
- 102) CCSBT, Report of the Eleventh Annual Meeting, 19-22 October 2004, paras. 84-85.
- 103) Resolution on Illegal, Unregulated and Unreported Fishing (IUU) and Establishment of a CCSBT Record of Vessels over 24 meters Authorized to Fish for Southern Bluefin Tuna, Attachment 10, in Report of the Tenth Annual Meeting, 7-10 October 2003.
- 104) CCSBT, Report of the Twelfth Annual Meeting, 15 October 2005, para. 118. ここでCCSBTは、当該決議に基づく貿易制限措置が「行動計画の第6項におけるそれに等しい(equivalent)」と説明するが、その法的根拠は明らかではない。
- 105) 2006年の第13回年次会合でインドネシアは、貿易制限措置の撤回を求める発言を繰り返し行っている。Opening Statement by Indonesia, Attachment 6-2, in Report of the

っている。

第3にセーシェルについては、2002年の第9回年次会合において行動計画に基づいて「ミナミマグロの保存管理措置の実効性を減じる方法で操業を続ける漁船の旗国」と認定された¹⁰⁶⁾。もっとも2003年の第10回年次会合では、我が国との協力枠組みの中でミナミマグロ漁業を行わない旨を合意したのを受け、行動計画に基づく更なる行動は行わないことが拡大委員会で合意された¹⁰⁷⁾。

3. インド洋マグロ類委員会

インド洋におけるマグロ類の資源保存及び最適利用、それに基づく持続可能な漁業の発展を目的として、1993年に「インド洋まぐろ類委員会（以下、IOTC）」が設立され、1996年に発効した¹⁰⁸⁾。

2003年に開催された第1回履行委員会の会合でEUが貿易関連措置について提案を行うと、セーシェルから若干の懸念が示されたものの、履行委員会はEU提案の採択を勧告し¹⁰⁹⁾、それを法的拘束力を備えない形でIOTCが承認した（2003年勧告）¹¹⁰⁾。それによると、まずIOTCは履行委員会を通じて、(1) IOTCが定める保存管理措置を実施しない（特に自国漁船によるIOTC保存管理措置の履行を確保するための措置をとらない）締約国、又は(2) マグロ類の保存管理に関してIOTCとの間での国際法上の協力義務を果たさない（特にIOTCが定める保存管理措置の実効性を妨げる方法で自国漁船が操業しないことを確保しない）非締約国を特定する。その上で、IOTCは同国に対してかかる特定の原因について通知すると共に同国に対して反論の機会を提供しつつ、問題と

Thirteenth Annual Meeting, 10-13 October 2006. しかしながら翌2007年の第14回年次会合では、インドネシアによる同様の発言は確認できない。

106) CCSBT, Report of the Ninth Annual Meeting, 15-18 October 2002, para. 33.

107) CCSBT, Report of the Tenth Annual Meeting, 7-10 October 2003, para. 28.

108) *Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission* (adopted 25 November 1993, entered into force 27 March 1996) 1927 UNTS 329.

109) Report of the First Session of the Compliance Committee, Appendix VIII, in Report of the Eighth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2003), paras. 43-45.

110) IOTC, Recommendation 03/05 Concerning Trade Measures, Appendix IX, in Report of the Eighth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2003), at 57-59.

される原因の是正を求める。そして履行委員会が同国からの反応を審査した上で、IOTCに対して(1)特定の取り消し、(2)特定の継続、(3)無差別な貿易制限措置の実施のいずれを同国に対して課すかについて勧告を行う。仮に(3)の貿易制限措置がとられる場合、それは国際法上の義務と整合的な形で実施されなければならないと定められるものの、そこではWTO協定への明示的な言及はない。なお、問題とされる状況の是正が確認されれば、履行委員会はIOTCに対して貿易制限措置を撤回するように勧告することとされる。

そこで2003年勧告に基づいて、2005年に履行委員会はベリーズ(非締約国)についてマグロ類の保存管理に関して国際法上の協力義務を果たしていないと認定するようにIOTCに勧告を行うと¹¹¹⁾、IOTCはそれを承認した¹¹²⁾。しかしながら、翌2006年の第10回年次会合でベリーズがIOTCの協力的非締約国となる旨が承認されると¹¹³⁾、それ以降、ベリーズに対する輸入制限の実施の勧告が行われたことを示す記録は散見されない。

その後、2008年の第12回年次会合でEUが2003年勧告で定められる輸入制限を締約国にとって「強制的(mandatory)」なもの、又は法的拘束力を備えるものとする旨の提案を行うと¹¹⁴⁾、2009年の第13回年次会合では、いくつかの国が「貿易関連措置についてはIOTCよりも、既存のメカニズムを通じてより良く処理される」と述べる事でEU提案に反対をし、合意には至らなかった¹¹⁵⁾。しかしながら、2009年にIOTCの履行審査パネルが2003年勧告を法的拘束力あるものに変更すべきとの勧告を行うと¹¹⁶⁾、2010年にIOTCは2003年勧告とおおむね同一内容の決議を、法的拘束力を備えるものとして採択した¹¹⁷⁾。もともとIOTC事務局によれば、上述したベリーズの事案以降、他の国に対して

111) Report of the Second Session of the Compliance Committee, in Report of the Ninth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2005), para. 45.

112) Report of the Ninth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2005), para. 30.

113) Report of the Tenth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2006), para. 18.

114) Report of the Twelfth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2008), paras. 47-49.

115) Report of the Thirteenth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2009), paras. 46-48.

116) Report of the IOTC Performance Review Panel (2009), at 38.

117) Resolution 10/10 Concerning Market Related Measures (2010), Appendix VIII, in Report of the Fourteenth Session of the Indian Ocean Tuna Commission (2010), at 89-91.

2003年勧告に基づく輸入制限措置は実施されていない¹¹⁸⁾。

4. 全米熱帯マグロ類委員会

東太平洋海域におけるマグロ類の保存管理目的として、1949年に「全米熱帯まぐろ類委員会（以下、IATTC）」¹¹⁹⁾が設立され、1950年に発効した。その後、2010年8月には通称「アンティグア条約」が発効しており¹²⁰⁾、現在ではそれが設立条約として扱われている。

2004年の第5回「履行に関する常設作業部会（以下、履行作業部会）」においてEUは、ICCATでの勧告をモデルとして特定国に対する貿易制限措置について同様の提案を行ったところ¹²¹⁾、2005年の第73回IATTC会合で右提案は一旦採択された（ただし、エルサルバドルは留保）¹²²⁾。その後若干の修正を経て、2006年のIATTC第74回会合で貿易関連措置に関する決議が採択された（2006年決議）¹²³⁾。

当該決議によると、IATTCは履行作業部会等を通じて、(1) IATTCが定める保存管理措置を実施しない（特に自国漁船によるIATTC保存管理措置の履行を確保するための措置をとらない）締約国、又は(2) マグロ類の保存管理に関してIATTCとの間での国際法上の協力義務を果たさない（特にIATTCが定める保存管理措置の実効性を妨げる方法で自国漁船が操業しないことを確保しない）非締約国を特定する。その上で、IATTCは同国に対してかかる特定の原因を通知すると共に同国に対して反論の機会を提供しつつ、問題とされる原因の

118) IOTC Secretariat, Market-Related Measures, IOTC-2015-PRIOTC02-CE06 (2015), at 1.

119) *Inter-American Tropical Tuna Convention* (adopted 31 May 1949, entered into force 3 March 1950) 80 UNTS 3.

120) *Convention for the Strengthening of the Inter-American Tropical Tuna Commission Established by the 1949 Convention between the United States of America and the Republic of Costa Rica (Antigua Convention)*, (adopted 27 June 2003, entered into force 27 August 2010).

121) Proposal D3: Proposal by the European Union, Amended by the Drafting Group: Resolution concerning the Adoption of Trade Measures to Promote Compliance, Appendix 4.a., in IATTC Minutes of the 72nd Meeting (2004).

122) IATTC, Resolution concerning the Adoption of Trade Measures to Promote Compliance, Appendix 2e., in IATTC Minutes of the 73rd Meeting (2005).

123) IATTC, Adoption of Trade Measures to Promote Compliance, Resolution C-06-05 (2006).

是正を求める。そして履行作業部会等が同国からの反応を審査した上で、IATTCに対して(1)特定の取り消し、(2)特定の継続、(3)無差別な貿易制限措置の実施のいずれを同国に対して課すかについて勧告を行う。仮に(3)の貿易制限措置がとられる場合、それは国際法上の義務と整合的でなければならないと定められるものの、そこではWTO協定への明示的な言及はない。なお、問題とされる状況の是正が確認されれば、履行委員会等はIATTCに対して貿易制限措置を撤回するように勧告することとされる¹²⁴⁾。

2006年決議が2008年に失効すると、2009年の第80回IATTC会合で米国は新たな貿易措置の提案を行った¹²⁵⁾。かかる米国提案について我が国及びEUは、類似の貿易制限措置が他のRFMOにおいても認められており、それはWTO協定とも整合的であるとして賛同したが、これに対してエルサルバドル及びメキシコは「持続可能な方法で漁獲された水産製品に対する市場アクセスが制限される」という点について懸念を表明し¹²⁶⁾、締約国間で最終的に合意には至らなかった。2010年の第81回IATTC会合でも引き続きこの問題について検討が行われたが、今度はコロンビアがWTO協定との整合性について疑問を表明し、またエルサルバドルは同様の主張を繰り返し、引き続きそこでも合意には至らなかった¹²⁷⁾。2011年の第82回IATTC会合で米国は再度同様の提案を行ったものの¹²⁸⁾、非公式会合での検討の結果合意に至る見込みがないとして、会合の途中で議題から当該提案を撤回した¹²⁹⁾。その後、IATTCにおいて2006年決議は引き続き失効された状況にある。

124) 2006年決議の内容は、同じくEU提案に基づいて採択されたIOTCの2003年勧告(又は2010年決議)とほぼ同一である。本稿III.3を参照。

125) Proposal Submitted by the United States, Resolution on the Adoption of Trade Measures to Promote Compliance, Proposal IATTC-80 BI, Appendix 3.d., in IATTC Minutes of the 80th Meeting (2009).

126) IATTC, Minutes of the 80th Meeting (2009), at 8.

127) IATTC, Minutes of the 81st Meeting (2010), at 12.

128) Proposal IATTC-82-N-1 Submitted by the United States: Resolution on the Adoption of Trade Measures to Promote Compliance, Appendix 3j, in IATTC Minutes of the 82nd Meeting (2011).

129) IATTC, Minutes of the 82nd Meeting (2011), at 11.

5. 南極海洋生物資源保存委員会

南極（主に南緯60度以南）の海洋生物資源の保存及び合理的利用を目的として、1980年に「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）」が設立され、1982年に発効した¹³⁰⁾。

2001年のCCAMLR第20回年次会合で、非締約国の漁船によるCCAMLRの保存措置の履行促進を目的とした「保存措置118/XX」が採択された。そこでは、CCAMLRが定める保存措置を履行しない非締約国に対して「IPOA-IUUの第68項が定める措置」—すなわち市場・貿易関連措置—の実施をCCAMLRが決定できる旨が定められた¹³¹⁾。保存措置118/XXはその後、2002年に採択された「保存措置10-07」に引き継がれた¹³²⁾。これに対して2002年の第21回年次会合において、CCAMLRが定めるメロの保存措置について締約国による履行促進を目的とした「保存措置10-06」が採択された¹³³⁾。そこでは、本条約水域においてCCAMLRが定める保存措置の実効性を妨げる方法で漁船が操業する場合、右漁船の旗国（締約国）を特定して同国に状況の是正を促すものの、それが行われない場合はIUU漁業対策に必要な多数国間で合意された貿易関連措置をWTOと整合的な形をとるために、「締約国は協力できる」と定められる。その後も、両保存措置10-06及び10-07は現在まで継ぎ目なく更新されており、最新の保存措置においても特定国に対する輸入制限の勧告を認める規定は存続している¹³⁴⁾。

130) 前掲注29を参照。また、CCAMLRについては林（前掲注57）40-47頁を参照。

131) Conservation Measure 118/XX (2001), Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures. なお、その前身である「保存措置118/XVII」には貿易関連措置は導入されていなかった。Conservation Measure 118/XVII (1998), Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures.

132) Conservation Measure 10-07 (2002), Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures.

133) Conservation Measure 10-06 (2002), Scheme to Promote Compliance by Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures.

134) Conservation Measure 10-06 (2016), Scheme to Promote Compliance by Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures; Conservation Measure 10-07 (2016), Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with CCAMLR Conservation Measures.

他方でEUは、これらの貿易制裁を実施するための具体的な基準及び手続を明確にすべきとの考えから、2006年10月の「常設監視委員会（以下、SCIC）」において貿易関連措置について更なる提案を行った¹³⁵⁾。それによればCCAMLRはSCICを通じて、メロに関してCCAMLRが定める保存措置の自国漁船による履行を確保しない締約国、又はかかる保存措置の実効性を妨げる操業を自国漁船が行わないように措置を講じない非締約国をまず特定する。その上でSCICは、同国による状況の是正の有無に応じて、(1) 特定の取り消し、(2) 特定の継続、又は(3) メロの輸入に対する無差別な貿易制限措置の賦課のいずれを実施するかを決定し、それをCCAMLRに勧告する。仮に貿易制限措置を課すことを決定する場合は、(1) 他の措置では不首尾に終わることが証明されており、かつ関係国と事前協議を行うこと、そして(2) 措置国の国際法上の義務と整合的であり、かつ関係する資源及び生態系に対する潜在的な長期的損害と均衡していること、という条件を満たすことが求められる。なお問題となる状況が是正されれば、SCICは右貿易制限措置の撤回をCCAMLRに勧告することになる。

かかるEU提案には殆どの締約国が賛同したものの、アルゼンチン及びブラジルは一貫してそれに反対の立場をとってきた。特にアルゼンチンによる反対の論拠は多岐にわたるが、その中でも最も分量を割いて主張したのが、かかる措置とWTO協定との整合性に関する懸念であった¹³⁶⁾。アルゼンチンによれば、米国・ガソリン精製基準事件¹³⁷⁾ や米国・エビ輸入禁止事件¹³⁸⁾ での先例に依拠すると、かかる輸入制限措置はGATT第20条(g)項及び同条柱書に違反する疑いが強く、特に被制裁国においてCCAMLR保存措置を誠実に履行する漁船、

135) Proposal for a Conservation Measure Concerning the Adoption of a Trade Measure to Promote Compliance, Annex 9, in Report of the Twenty-Fifth Meeting of the Commission (2006), at 232-239.

136) アルゼンチンによるかかる反論は複数の会合で行われたが、その中でも特にReport of the Standing Committee on Implementation and Compliance (SCIC), Annex 5, in Report of the Twenty-Eights Meeting of the Commission (2009), para. 12.98を参照。

137) Appellate Body Report, *United States – Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, WT/DS2/AB/R (29 April 1996), WTO D.S.R. (1996: I), at 3.

138) *US – Shrimp* (Appellate Body), *supra* note 50.

及びIUU 漁業に何ら関与しない漁船によって捕獲される水産製品についても同様に、かかる輸入制限の対象とされる点を強調する¹³⁹⁾。

アルゼンチンによるその他の反論内容として、(1) CCAMLRはこれまで特定国に対する輸入制限を一度も認めてこなかった(アルゼンチンによれば、前述した保存措置10-6及び10-7は共に漁船に関する措置であり、特定国に対する輸入制限を認めるものではない)、(2) IPOA-IUUは市場関連措置として特定国に対する輸入制限措置の賦課を想定していない、(3) IUU 漁業に関連する国連総会決議においても特定国に対する輸入制限を認めていない、(4) 他のRFMOにおいて類似の貿易制限が導入されているという事実はCCAMLRでの検討とは無縁である(アルゼンチンはかかる輸入制限を認めるRFMOには加入していない)、(5) EU提案の内容は不透明であり被特定国の「適正手続(due process)の権利」が害される、(6) 非締約国に対する輸入制限の勧告は国際法原則である「合意は第三者を害しも益しもしない(*pacta tertiis nec nocent nec prosunt*)」に反する、(7) CCAMLRもSCICも共に締約国又は非締約国がCCAMLRの定める保存措置に違反するか否かを決定する権限を有していない、(8) 貿易制裁はCCAMLRの基礎である南極条約体制(Antarctic Treaty System)の「協調理念」に反する、という点を挙げる事ができる¹⁴⁰⁾。

以上から、IUU 漁業対策としての特定国に対する輸入制限の可否を巡っては2006年のEU提案を契機にCCAMLRでも本格的な議論が始まり、検討は数年にわたって続けられてきた。最近の動向として2014年のCCAMLR第33回年次会合でEUが引き続きこの問題を会期間セッションで検討するよう提案したところ、アルゼンチンから「見解の相違が大きく議論の継続は建設的でない」との反論があった¹⁴¹⁾。その後、2015年の第34回年次会合、そして2016年の第35

139) Report of the Standing Committee on Implementation and Compliance (SCIC), Annex 5, in Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Commission (2008), para. 13.75.

140) Report of the Twenty-Eights Meeting of the Commission (2009), *supra* note 136, paras. 12.94-12.105; Report of the Twenty-Seventh Meeting of the Commission (2008), *supra* note 139, paras. 13.73-13.97; Report of the Standing Committee on Implementation and Compliance (SCIC), Annex 5, in Report of the Twenty-Sixth Meeting of the Commission (2007), paras. 13.28-13.39.

141) Report of the Standing Committee on Implementation and Compliance (SCIC), Annex 6, in Report of the Thirty-Third Meeting of the Commission (2014), paras. 232-233.

回年次会合のいずれもこの問題を議題としてとりあげていない。

6. 北西大西洋漁業機関

北西大西洋海域におけるあらゆる漁業資源（シャケ、マグロなどの高度回遊性魚種を除く）の最適利用、合理的管理及び保存への貢献を目的として、1978年に「北西大西洋漁業機関（以下、NAFO）」が設立され、翌1979年に発効した¹⁴²⁾。

EUは2003年9月の「規制区域での非締約国による漁業活動に関する常設委員会（以下、STACFAC）」会合において、非締約国の漁船によるNAFO保存執行措置の実施を促すための貿易制限措置の導入を提案した¹⁴³⁾。右EU提案によれば、IUU漁船リストで列挙される漁船の旗国（非締約国）はNAFOとの協力が求められるところ、一般理事会（General Council）は定例会合において、かかる要求に応じて右非締約国によってとられた措置を審査し、是正を講じていない国を特定する。そして一般理事会は、そこで特定された非締約国に関してとるべき適切な措置の内容を決定することとされ、そこで締約国団は「多数国間で合意された貿易関連措置を、WTO協定と整合的な形でとるために協力することができる（may co-operate to adopt）」と定められる。しかしながら、かかるEU提案に対してはいくつかの締約国がWTO協定との整合性を巡って懸念を表明した。たとえば我が国は、仮にかかる貿易制限措置が非締約国だけに課されるのであれば、WTOが禁止する不当な差別を構成すると主張した¹⁴⁴⁾。

142) *Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries* (adopted 24 October 1978, entered into force 1 January 1979) 1135 UNTS 369. NAFOにおける輸入制限措置については、Tore Henriksen, Geir Hønneland and Are Sydnnes, *Law and Politics in Ocean Governance: The UN Fish Stocks Agreement and Regional Fisheries Management Regimes* (Leiden/Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 2006), at 93-95を参照。

143) *Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with Recommendations Established by NAFO, Annex 6, in Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission for 2003/2004.*

144) *Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission for 2003/2004, at 67.*

2004年6月のSTACFAC会合でもこの問題について検討が行われ、再度EUが改正テキストを提案したものの¹⁴⁵⁾、引き続き締約国からWTO協定の整合性について懸念が表明された¹⁴⁶⁾。この点、同時期に開催された同じくNAFOの機関である「国際管理に関する常設委員会」とSTACFACの合同会合においてカナダは、EU提案で示された非締約国に関する輸入制限措置が締約国に対しても同様に適用される旨の提案を行ったが、ここでも締約国間で合意に至らなかった¹⁴⁷⁾。2004年9月のSTACFAC会合でも再度EUは改正テキストを提案したが¹⁴⁸⁾、これまで懸案とされてきた非締約国に対する輸入制限措置に関する条文を含むいくつかのテキストについて締約国間で合意に至らなかった¹⁴⁹⁾。

そこで、翌2005年の第27回のNAFO年次会合では、それらの特定国に対する輸入制限に関する規定を除外した形で合意形成が図られた¹⁵⁰⁾。すなわち、そこでは「締約国は可能な範囲で、国際法上の義務と合致する形で、そして適

145) Working Paper presented by the EU on Modification of the NCP Scheme at STACFAC Meeting, June 2004 (STACFAC W.P. 04/3, Version 4): Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with Recommendations Established by NAFO, Annex 4, in Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission September 2004 – August 2005.

146) ここでも我が国はWTO協定との整合性について、前回と同様の主張を行っている。Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission September 2004 – August 2005, at 70.

147) Working Paper Presented by Canada (STACFAC/STACTIC W.P. 04/5), Annex 3, in Report of Joint STACFAC-STACTIC Meeting (GC Doc. 04/2).

148) Revisions on the EU Modification of the NCP Scheme Agreed during the 2004 NAFO Annual Meeting (STACFAC W.P. 04/10, Revision 2): Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with Recommendations Established by NAFO, Annex 5, in Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission September 2004 – August 2005.

149) Report of the Standing Committee on Fishing Activities of Non-Contracting Parties in the Regulatory Area (STACFAC), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission September 2004 – August 2005, at 70.

150) Scheme to Promote Compliance by Non-Contracting Party Vessels with Recommendations Established by NAFO, Annex 20, in Report of the General Council Meeting (GC Doc. 05/4), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission for 2005/2006.

用可能法規に従って、特定された非締約国に対する漁船の輸出を制限するよう努める」との規定が設けられるにとどまった¹⁵¹⁾。その代わりにEUは、非締約国に対する輸入制限措置に関しては将来の検討に委ねる旨を提案し、その点については締約国間で合意に至った¹⁵²⁾。その後、NAFO設立条約は2007年に修正され¹⁵³⁾、その第6条13項によれば、NAFOの漁業委員会が「NAFO保存執行措置の実効性を妨げる操業を行う漁船の旗国に対して、無差別な貿易関連措置の実施を勧告するための手続を策定できる」との規定が新たに導入された。しかしながら、現時点でこの手続は具体化されていない。

IV. EUのIUU漁業規則

2001年にFAO水産委員会で採択されたIPOA-IUUは、各国に対して「遅くとも2004年までに国家行動計画の策定と実施」を行うよう求めていた¹⁵⁴⁾。これを受けて欧州委員会は、2002年5月に「IUU漁業根絶のための共同体の行動計画」を採択した¹⁵⁵⁾。その後、2007年10月に欧州委員会が「IUU漁業を防止、抑止、排除するための共同体システムを設置するための提案」¹⁵⁶⁾を採択すると、2008年6月に欧州議会が同提案を採択し、同年9月に欧州理事会はIUU漁業規則を採択した（2010年1月1日発効）。以下ではIUU漁業規則の構造を概観した上で、特定国に対する輸入制限措置として導入された「非協力的第三国制度」の概要及びEUによる同制度の運用状況についてそれぞれ検討を行う¹⁵⁷⁾。

151) *Ibid.*, Art. 10.3.

152) Report of the General Council Meeting (GC Doc. 05/4), in Meeting Proceedings of the General Council and Fisheries Commission for 2005/2006, at 7.

153) Amendment to the Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries (adopted 28 September 2007, not yet in force).

154) *IPOA-IUU*, para. 25.

155) Commission of the European Communities, Community Action Plan for the Eradication of Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, Communication from the Commission, Brussels, 28. 5. 2002, COM (2002) 180 final.

156) Proposal for a Council Regulation Establishing a Community System to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing (presented by the Commission), Brussels, 17.10.2007, COM(2007) 602 final.

157) IUU漁業規則の全体を概説するものとして、たとえばChristel Elvestad and Ingrid Kvalvik, “Implementing the EU-IUU Regulation: Enhancing Flag State Performance Through

1. 概要

一般的に、IUU漁業が存続する最大の要因はそこから操業者が得る経済的利益にあると理解されている¹⁵⁸⁾。そこで水産製品の最大の輸入市場であるEUは、EU漁船自身によるIUU漁業の規制に加えて、外国の操業者に対してIUU漁業に従事する経済的インセンティブを付与しない仕組みとして、IUU漁船によって漁獲される魚をEU域内に流入させないための制度を設けることとした。それこそがIUU漁業規則の目的と理解されている¹⁵⁹⁾。なお規則採択の背景事情として、このような漁業資源の保存管理に対する「EUの責任」に加えて、IUU漁業に由来する水産製品の輸入に対するEU製品の市場競争力の確保という経済的動機が指摘される場合がある¹⁶⁰⁾。

そこでIUU漁業規則は、第2章で第三国漁船に対するEU加盟国による寄港管理の内容を強化し¹⁶¹⁾、第3章でEU域内へ水産製品を輸出する際の条件として漁獲証明書の付帯を義務付け（漁獲証明制度）¹⁶²⁾、また第5章でIUU漁業に従事する船舶（IUU漁船）をリストアップし、そこに掲載される漁船による

Trade Measures”, 46 (3) *Ocean Development and International Law* (2015), at 241-255を参照。

158) OECD, *Why Fish Piracy Persists: The Economics of Illegal, Unreported and Unregulated Fishing* (Paris, 2005), at 14. かかる発想はIPOA-IUUにおいても反映されている。IPOA-IUU, para. 70.

159) かかる目的はIUU漁業規則の前文において明示的に指摘される。そこでは「現行制度はEU漁船による漁獲の合法性を監視するのに止まり、他方で第三国漁船によって漁獲され、EUに輸入される水産製品については同水準の管理が行われていない。その結果、IUU漁業に従事する外国の操業者にはEU域内で水産製品を取引する経済的インセンティブが与えられることになる。そこで、最大の水産製品の市場であり輸入先でもあるEUとしては、域内向け輸入水産製品のサプライ・チェーンを適切に管理し、右製品がIUU漁業に由来しないことを確保する責任を負っている」と述べられている。*EC 1005/2008*, Preamble, paras. 8-9.

160) Tsamenyi, Palma, Milligan and Mfodwo, *supra* note 31, at 11-12.

161) たとえば、第三国漁船による湾岸サービスの利用及び水揚げ又は転載作業の実施は、予め指定されたEU域内の港でのみ認められる。*EC 1005/2008*, Art. 5.2. また、第三国漁船は港湾到着予定時刻の最低3営業日前までに船舶、漁獲等に関する情報を関係当局に通知することが義務付けられる。*EC 1005/2008*, Art. 6.1.

162) *EC 1005/2008*, Art. 12.2. その際、漁獲証明書には操業者、漁船、製品、輸出入者の情報をはじめ、漁獲水域、漁獲年月日、漁獲量、洋上転載の有無などを記載することが求められる。*EC 1005/2008*, Appendix II.

EU域内の港への入港を禁止し¹⁶³⁾、同時に右IUU漁船が捕獲した水産製品のEU域内への輸入を禁止する制度を設けた(ブラック・リスト)¹⁶⁴⁾。更に第6章では、特定国からの水産製品に対する輸入制限措置として非協力的第三国制度が新たに導入された。

2. 非協力的第三国制度

同制度では、第三国が「IUU漁業を防止、抑止、排除するために、旗国、寄港国、沿岸国又は市場国として処置を講じる自国の国際法上の義務を果たしていない」と判断される場合、欧州委員会は同国に対して「非協力的第三国として認定される可能性がある」旨の通知を行う¹⁶⁵⁾。かかる認定に際して欧州委員会は、IUU漁業規則で定められる各種の基準や要素を考慮することが義務付けられる¹⁶⁶⁾。そして、右通知を受けた第三国には、IUU漁業対策として「必要な措置を講じること」が求められると同時に¹⁶⁷⁾、「状況を是正するための十分な時間」が与えられる¹⁶⁸⁾。従って、右通知を受けても当該第三国は直ちにEUによる輸入禁止措置に服するわけではなく、いわば同国は是正をするよう警告を受けたものとも解される。そのため、当該通知は一般的に「イエロー・カード」と呼ばれる。なお、その後で状況を是正するのに必要な措置が当該第三国によって採られたと欧州委員会が判断すれば、同国が非協力的と認定される可能性は終了する。

これに対して、当該第三国による状況の是正が確認できない場合、欧州委員会は同国を「非協力的第三国」と認定し、その上で欧州理事会は非協力的第三国リストに同国を追加する旨の決定を行うことになる¹⁶⁹⁾。かかる決定に基づいて欧州委員会は、「非協力的第三国を旗国とする漁船によって漁獲された水

163) EC 1005/2008, Art. 37.5.

164) EC 1005/2008, Art. 37.9.

165) EC 1005/2008, Art. 32.1.

166) EC 1005/2008, Arts. 31.4-31.7.

167) EC 1005/2008, Art. 32.2.

168) EC 1005/2008, Art. 32.4.

169) EC 1005/2008, Art. 33.1.

産製品のEUへの輸入禁止」を含め¹⁷⁰⁾、各種の措置を実施するようにEU加盟国に対して要請する¹⁷¹⁾。このように、欧州理事会による非協力的第三国リストへの追加の決定が輸入禁止の引き金となることから、右決定は一般的に「レッド・カード」と呼ばれる。なお、その後で非協力的第三国リストに掲載される根拠となる状況が是正されたと欧州委員会が判断すれば、欧州理事会の決定を経て同国は非協力的第三国リストから削除される¹⁷²⁾。それに伴い、EU加盟国が当該第三国に対して課してきた輸入禁止措置についても法的根拠を失うことになるため、撤回される。そこで、欧州委員会による右決定は「グリーン・カード」と一般的に呼ばれる。

なお、仮に第三国が特定の魚類又は魚種との関係で非協力的と認定される場合、EUによってとられる輸入禁止措置は「当該魚類と魚種についてのみ適用可能」と定められており¹⁷³⁾、輸入禁止の対象産品に制限があるとも考えられる。これに対して、非協力的第三国制度では「水産製品のEUへの輸入」が禁止されるところ、IUU 漁業規制の定義上、「水産製品 (fishery products)」¹⁷⁴⁾ は水産加工品も含むとされる。また、上述したように「当該魚類と魚種について (in respect of)」輸入禁止措置が認められていることから、たとえば当該魚類又は魚種だけではなく、それらを原料とする水産加工品も輸入禁止の対象となると解することもできよう。更に、当該条項を反対解釈して、非協力的第三国の認定が特定の魚類又は魚種ではなく「一般的に」行われる場合、すべての水産製品が輸入禁止の対象となり得ると解する立場もある¹⁷⁵⁾。

170) *EC 1005/2008*, first sentence of Art. 38.1.

171) *EC 1005/2008*, Art. 33.3.

172) *EC 1005/2008*, Art. 34.1.

173) *EC 1005/2008*, second sentence of Art. 38.1.

174) IUU 漁業規則において水産製品の範囲とは「EU 関税率表の第3章（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物）、並びに関税番号1604（魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物）及び関税番号1605（甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。））」と定められる。*EC 1005/2008*, Art. 2.8.

175) Darren S. Calley, *Market Denial and International Fisheries Regulation: The Targeted and Effective Use of Trade Measures against the Flag of Convenience Fishing Industry* (Leiden/Boston: Marinus Nijhoff, 2012), at 226.

3. 運用

現在までに¹⁷⁶⁾、非協力的第三国制度の下で欧州委員会からイエロー・カードによる警告を受けた国は、主に①南西太平洋諸国(キリバス¹⁷⁷⁾、ソロモン諸島¹⁷⁸⁾、ツバル¹⁷⁹⁾、パプアニューギニア¹⁸⁰⁾、フィジー¹⁸¹⁾、バヌアツ¹⁸²⁾)、②カリブ海諸国(トリニダード・トバゴ¹⁸³⁾、セントクリストファー・ネイビス¹⁸⁴⁾、セントビンセント・グレナディーン¹⁸⁵⁾、キュラソー島¹⁸⁶⁾、ベリーズ¹⁸⁷⁾、

176) 2016年12月31日時点。

177) Commission Decision of 21 April 2016 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 144/4 23.4.2016*.

178) Commission Decision of 12 December 2014 notifying a third country that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third country pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 447/6 13.12.2014*.

179) Commission Decision of 12 December 2014 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 447/23 13.12.2014*.

180) Commission Decision of 10 June 2014 on notifying a Third Country that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating Third Countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 182/17 17.6.2014*.

181) Commission Decision of 15 November 2012 on notifying the third countries that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 354/1 17.11.2012*.

182) *Ibid.*

183) Commission Decision of 21 April 2016 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 144/14, 23.4.2016*.

184) Commission Decision of 12 December 2014 notifying a third country that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 477/16 13.12.2014*.

185) Commission Decision of 12 December 2014 notifying a third country that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 453/5 17.12.2014*.

186) Commission Decision of 26 November 2013 on notifying the third countries that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third countries pursuant to

パナマ¹⁸⁸⁾、③アジア諸国(台湾¹⁸⁹⁾、タイ¹⁹⁰⁾、韓国¹⁹¹⁾、フィリピン¹⁹²⁾、スリランカ¹⁹³⁾、カンボジア¹⁹⁴⁾、そして④アフリカ諸国(ガーナ¹⁹⁵⁾、シエラレオネ¹⁹⁶⁾、コモロ¹⁹⁷⁾、ギニア¹⁹⁸⁾、トーゴ¹⁹⁹⁾)に集中しており、北米、南米、中近東、ヨーロッパ諸国に対しては警告を行ってこなかった。なお、イエロー・カードが提示された場合でも、その内の8ヶ国についてはその後で状況の是正が欧州委員会によって確認され(韓国²⁰⁰⁾、フィリピン²⁰¹⁾、ガーナ²⁰²⁾、

Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 346/26 17.11.2012*.

187) Commission Decision of 15 November 2012, *supra* note 181.

188) *Ibid.*

189) Commission Decision of 1 October 2015 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 324/17 2.10.2015*.

190) Commission Decision of 21 April 2015 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 142/7 29.4.2015*.

191) Commission Decision of 26 November 2013, *supra* note 186.

192) Commission Decision of 10 June 2014 on notifying a Third Country that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating Third Countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 185/17 17.6.2014*.

193) Commission Decision of 15 November 2012, *supra* note 181.

194) *Ibid.*

195) Commission Decision of 26 November 2013, *supra* note 186.

196) Commission Decision of 21 April 2016 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 144/9 23.4.2016*.

197) Commission Decision of 1 October 2015 on notifying a third country of the possibility of being identified as a non-cooperating third country in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 324/6 2.10.2015*.

198) Commission Decision of 15 November 2012, *supra* note 181.

199) *Ibid.*

200) Notice of information of the termination of the demarches with third countries notified on 26 November 2013 of the possibility of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 142/5 29.4.2015*.

201) Notice of information of the termination of the demarches with third countries notified on 26 November 2013 of the possibility of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 142/6 29.4.2015*.

パプアニューギニア²⁰³⁾、フィジー²⁰⁴⁾、パナマ²⁰⁵⁾、バヌアツ²⁰⁶⁾、トーゴ²⁰⁷⁾)、最終的には非協力的第三国と認定されなかった。なお、イエロー・カードの提示から状況の是正が確認されるまでの期間は平均して約20ヶ月であった²⁰⁸⁾。

更に、その後も状況の是正が確認できず、最終的にレッド・カード(輸入禁止)の提示を受けた国は、これまでに4ヶ国ある(スリランカ²⁰⁹⁾、ベリーズ²¹⁰⁾、カンボジア²¹¹⁾、ギニア²¹²⁾)。イエロー・カードによる警告からレッド・カードの提示に至るまでの期間は、平均して約18ヶ月であった。なお、カンボジアを除く3ヶ国についてはレッド・カードの提示後に状況の是正が確認され、それぞれ輸入禁止が撤廃された(ギニア²¹³⁾、スリランカ²¹⁴⁾、ベリーズ²¹⁵⁾)。

202) Notice of information of the termination of the demarches with third countries notified on 26 November 2013 of the possibility of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 324/15 2.10.2015*.

203) Notice of information of the termination of the demarches with third countries notified on 26 November 2013 of the possibility of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 324/16 2.10.2015*.

204) Notice of information of the termination of the demarches with third countries notified on 15 November 2012 of the possibility of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ C 364/2 15.10.2014*.

205) *Ibid.*

206) *Ibid.*

207) *Ibid.*

208) 例外はキュラソー島で、2013年11月のイエロー・カード提示から現在まで約37ヶ月間イエロー・カードによる警告の状態が継続している。

209) Council Implementing Decision (EU) 2015/200 of 26 January 2015 amending Implementing Decision 2014/170/EU establishing a list of non-cooperating third countries in fighting IUU fishing pursuant to Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing as regards Sri Lanka, *OJ L 33/15 10.2.2015*.

210) Council Implementing Decision of 24 March 2014 establishing a list of non-cooperating third countries in fighting IUU fishing pursuant to Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, *OJ L 91/43 27.3.2014*.

211) *Ibid.*

212) *Ibid.*

213) Council Implementing Decision (EU) 2016/1818 of 10 October 2016 amending Implementing Decision 2014/170/EU to remove the Republic of Guinea from the list of non-cooperating third

レッド・カードの提示から状況の是正が確認されるまでの期間は、平均して約24ヶ月であった²¹⁶⁾。

なお、以上の12ヶ国とは別に、同じく欧州委員会からイエロー・カードによる警告を受けた残りの11ヶ国について、内4ヶ国（ソロモン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン、ツバル）についてはイエロー・カードの提示から現在までに既に20ヶ月を経過している。前述した平均期間を前提とすると、近日中に欧州委員会によって状況の是正が認定されるか、又はレッド・カードに進むかいずれかの結論が下される可能性が高いと考えられる。

以上から、カンボジア及び平均期間を超えてイエロー・カードの状態が続くキュラソー島（そして現時点で平均期間内に結論に至っていない残りの10ヶ国）を除くと、非協力的第三国制度の下で「イエロー・カード（非協力的第三国に認定される可能性の通知）」又は「レッド・カード（輸入禁止）」の提示を受けた第三国が、その後IUU漁業に関して状況の是正を行う確率は極めて高いことから、当該制度はIUU漁業対策の促進という観点から一定の有効性があると言えよう。また、これまでにイエロー・カードの提示を受けた23ヶ国の内15ヶ国については²¹⁷⁾、IUU漁業対策として特定国に対する輸入制限の勧告が何らかの形で認められているRFMO（すなわちICCAT、CCSBT、IOTC、NAFO）²¹⁸⁾

countries in fighting illegal, unreported and unregulated fishing, *OJL 278/46 14.10.2016*.

214) Council Implementing Decision (EU) 2016/992 of 16 June 2016 amending Implementing Decision 2014/170/EU establishing a list of non-cooperating third countries in fighting IUU fishing pursuant to Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing as regards Sri Lanka, *OJL162/15 21.6.2016*.

215) Council Implementing Decision of 15 December 2014 amending Implementing Decision 2014/170/EU establishing a list of non-cooperating third countries in fighting IUU fishing pursuant to Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing as regards Belize, *OJL 360/53 17.12.2014*.

216) カンボジアについては2014年3月のレッド・カードの提示から現在まで約33ヶ月間レッド・カードに基づく水産製品の輸入禁止が継続している。またギニアについてはレッド・カードの提示から状況の是正まで47ヶ月を要しており、ここでの平均値を押し上げている。

217) キリバス、ソロモン諸島、ツバル、パプアニューギニア、フィジー、セントクリストファー・ネイビス、トーゴ、カンボジアを除く15ヶ国。

218) CCAMLRについては、EU・米国をはじめ多くの締約国が年次会合中に主張してき

の締約国であることを踏まえると²¹⁹⁾、条約対象魚種や海域の問題を度外視すれば、ここからEUがRFMOではなく非協力的第三国制度を意図的に選んで利用していると考えることができよう。加えて、IOTCとNAFOではIUU漁業対策として特定国に対する輸入制限を新たに勧告するための条件について締約国間で合意に致っておらず、このような事情もEUによるかかる動向の原因となっていると考えられる。更に、上記のRFMOのいずれにも加盟していない残りの8ヶ国との関係でも、見方を変えれば、非協力的第三国制度はRFMOへの加入に消極的な国に対してIUU漁業対策の履行を促す機能を備えている。この点もEUにIUU漁業規制に基づく輸入制限に向かわせるインセンティブを与える根拠となっていると言えよう。

なお、米国では2007年1月に施行されたマグナソン・スティーブンス漁業保存管理再承認法において、EUの非協力的第三国制度に類似する仕組みが設けられている²²⁰⁾。同法に基づいて過去に28ヶ国が「IUU漁業に従事した漁船を有する国」と認定され、調査の対象とされたものの、現時点で最終的に米国による輸入禁止に服した国は存在しない。もっとも、認定された内の6ヶ国（コロンビア、エクアドル、メキシコ、ナイジェリア、ニカラグア、ポルトガル）については現時点でも協議が続いており、最終的な決定は2017年に下される予定である²²¹⁾。

V. おわりに

本稿では、1990年代後半から2000年代前半にかけて複数のRFMOで「IUU

たように、少なくとも保存措置10-06及び10-07では特定国に対する輸入制限が想定されていると解されるが、そのような理解に対してアルゼンチンやブラジルが数年にわたって反対していることから、現実には今後CCAMLRの枠組みでかかる輸入制限措置を勧告するのは困難であろう。

219) EUはこれら4つのRFMOの締約国である（CCSBTについては「地域的な経済統合のための機関」として台湾と共に拡大委員会のメンバーとして参加している）。

220) United States, Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006, Public Law 109-479, title IV, sections 402-403; 16 U.S. Code 1801(a) and 1826h-1826j.

221) 当該制度の概要及び運用については、Gilles Hosch, *Trade Measures to Combat IUU Fishing: Comparative Analysis of Unilateral and Multilateral Approaches*, International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) (2016), at 38-43を参照。

漁業対策の履行促進を目的とした特定国に対する輸入制限」の勧告が積極的に行われてきたものの（ICCAT、CCSBT、IOTC）、2010年代に入るとそれが殆ど行われなくなってきたという事実が示された。それと同時に、かかる類型の輸入制限をRFMOが新たに勧告するための提案がEUを中心に繰り返し行われてきたものの、その条件等を巡ってRFMOの締約国間で見解が対立し、合意に達するのが困難な事例が増えていることも示された（IATTC、CCAMLR、NAFO）。RFMOにおけるかかる実行の背景には複数の要因が考えられるが、この問題を巡るCCAMLRでの締約国間の議論の対立（EU対アルゼンチン）を踏まえると、その一因は因らずもWTO紛争解決手続を通じた先例の蓄積にあることがみえてくる。

1995年の設立以降、WTOでは紛争解決手続を通じて公共目的（環境保護や公衆衛生）で実施される国内措置が差別的又は貿易制限的である場合に、それがGATT第20条（b）項又は（g）項の下で正当化されるかという問題を巡って、少なくない数の先例が蓄積されてきた²²²⁾。それによって、たとえIUU漁業対策の履行促進に目的があるとしても、特定国に対する輸入制限措置とWTO協定との整合性²²³⁾についてはRFMOよりも独自の紛争解決手続を備えるWTOの場で判断される方が好ましいとRFMO締約国自身が考えるという状況が生まれた。そして、それが上述したRFMOにおける「特定国に対する輸入制限を巡る消極的な実行」を引き起こす要因の1つとなっていると考えられる。更には、本稿で検討の対象とされたRFMOの締約国の多くが同時にWTO加盟国でもあるという事実も、その傾向に拍車をかけている。

このような状況下で各国は、RFMOによる勧告又はそのための条件について締約国間での合意形成を試みる代わりに、むしろRFMOの枠外—とりわけ先例が蓄積されたWTO—でIUU漁業対策として特定国に対する輸入制限の実施を試みるようになる。本稿で示されたように、2008年にIUU漁業規則を採択し、

222) この点を巡る研究は枚挙に暇がないが、たとえばErich Vranes, *Trade and the Environment: Fundamental Issues in International Law, WTO Law, and Legal Theory* (Oxford: Oxford University Press, 2009)を参照。

223) 本稿IIIで概観してきたように、RFMOにおいてIUU漁業対策として輸入制限が認められる場合、原則としてWTOを含む国際法と整合的である事が求められる。

非協力的第三国制度を積極的に運用してきたEUは、その典型例と位置付けることができよう。言い換えれば、このようなEUの動向は、たとえIUU漁業対策の問題であるとしても特定国に対する輸入制限についてはRFMOではなくWTOの場で（輸出国からDSUに基づく協議を要請される範囲で）処理することを目指すというEUの政策的スタンスを反映しているとみることもできよう。そして前述したように²²⁴⁾、米国でも2007年にEUの非協力的第三国制度と同様の制度が施行されている。この点において、漁業補助金問題を巡ってWTOで交渉が行われているのと同様に、IUU漁業の国際的規制におけるWTO体制の役割の拡大という現象をみてとれる²²⁵⁾。

しかしながら、上述したRFMOの実行とEUの動向は、非協力的第三国制度の下で実施される特定国に対する輸入制限措置のWTO整合性を保証するものではない。確かに、現時点においてEUによる右制度を通じた輸入制限措置についてDSUに基づく協議要請（いわゆるWTO提訴）を行ったWTO加盟国は存在しない²²⁶⁾。しかしながら、CCAMLRの年次会合でアルゼンチン等が主張してきたように、特定国に対する輸入制限は、たとえそれがIUU漁業対策の履行促進を目的とするものであったとしても、制度の構造及びその運用次第ではWTO違反を構成する一すなわち、GATT第20条(g)項の定める条件を満たさないと判断される一可能性を有している。この点、IUU漁業対策を含む漁業資源の保安全管理を目的とした貿易関連措置とWTO協定との整合性を巡っては、既に複数の先行研究が存在している²²⁷⁾。それを踏まえた上での、EUによる非

224) 本稿IV.3を参照。

225) このことは言うまでもなく、IUU漁業対策におけるRFMOの役割が全体として低下していることを意味するものではない。RFMOの役割として従来の漁獲規制にとどまらず、新たに国際公益の維持を前提とした「海洋の統合的管理」が求められる旨を指摘する近年の論考として、坂元茂樹「地域漁業管理機関の機能拡大が映す国際法の発展－漁業規制から海洋の管理へ－」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践：小松一郎大使追悼』信山社（2015年）455-494頁を参照。

226) レッド・カードの提示を受けたスリランカ、バリーズ、カンボジア、ギニアの4ヶ国は、いずれもIUU漁業規則が発効する2008年以前からWTO加盟国である。

227) IUU漁業対策を目的とした貿易関連措置とWTO協定の関係を分析する近年の業績として、たとえばMargaret A. Young, *Trade-Related Measures to Address Illegal, Unreported and Unregulated Fishing*, E15Initiative. International Centre for Trade and Sustainable

IUU 漁業対策としての特定国に対する輸入制限

協力的第三国制度を通じた特定国に対する輸入制限と WTO 協定の整合性を巡る検討は、今後の研究課題としたい。

(いしかわ・よしみち = 静岡県立大学講師)

Development (ICTSD) and World Economic Forum (2015), at 1-21 を参照。また、漁業資源の保存管理一般を目的とする貿易関連措置と WTO 協定の関係を検討する業績として、たとえば Ted L. McDorman, “Fisheries Conservation and Management and International Trade Law”, in Ellen Hey (ed.), *Developments in International Fisheries Law* (The Hague/London/Boston: Kluwer Law International, 1999), at 501-531 を参照。

